

寒川町町税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 5 月 15 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町町税条例施行規則の一部を改正する規則

特定小型原動機付自転車標識 第 45 号様式の 2

第45号様式

Diagram illustrating the layout of a rectangular piece of paper (100mm by 170mm) divided into four quadrants by a vertical line. The quadrants are labeled with characters:

- Top-left quadrant: 寒 (cold), 川 (river)
- Top-right quadrant: 町 (town), 川 (river)
- Bottom-left quadrant: 川 (river), 町 (town)
- Bottom-right quadrant: 町 (town), 川 (river)

- (1) 50cc以下の一般原動機付自転車(道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の5に規定する一般原動機付自転車をいう。以下同じ。)にあつては、白
- (2) 50ccを超え90cc以下の一般原動機付自転車にあつては、黄

(3) 90ccを超え125cc以下の一般原動機付自転車にあつては、桃

(4) 小型特殊自動車にあつては、緑

(5) ミニカーにあつては、薄青色

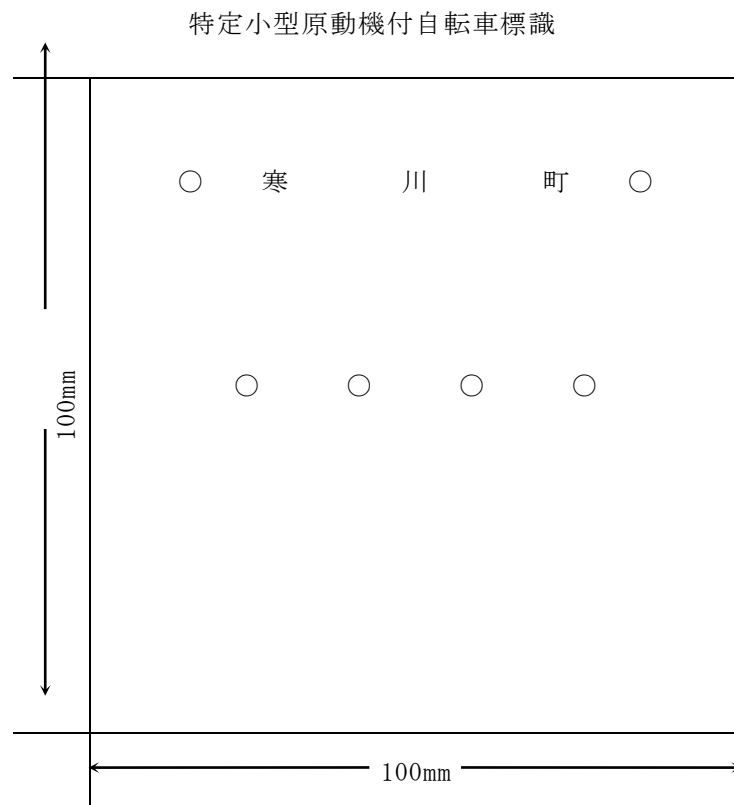
2 標識の文字の塗色は、次によること。

(1) 軽自動車税種別割が課される一般原動機付自転車及び小型特殊自動車にあつては、濃紺色

(2) 軽自動車税種別割が課されない一般原動機付自転車及び小型特殊自動車にあつては、赤色

第45号様式の次に次の1様式を加える。

第45号様式の2



備考 道路運送車両の保安基準第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車の標識の地の塗色は白色とし、文字の塗色は濃紺色とする。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。